

「喫煙可」の店の従業員が、受動喫煙の危害で健康を害した場合、損害賠償請求の訴訟が予見され、国会・与党の立法責任、政府・国の行政責任が厳しく問われることとなります。それで良いのでしょうか？

安倍晋三内閣総理大臣様 菅義偉官房長官様 加藤勝信厚生労働大臣様
自民党幹事長様 政調会長様 総務会長様 厚生労働部会長様 公明党御中
与党国会議員の皆さま

受動喫煙把握へ職歴の記録を 法木左近 福井大学 准教授（腫瘍病理学）

2018/3/2 日本経済新聞 電子版 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO27550510R00C18A3SHE000/>

受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案によると、個人や中小企業が運営する、客席面積 100 平方メートル以下の既存の飲食店で喫煙を認めるといふ。東京都の調査によると、都内の飲食店の 9 割近くが 100 平方メートル以下というのが現状で、全国でも多くの店が原則禁煙の対象外ということになる。

改正案は他人のたばこの煙を吸い込む受動喫煙の防止をうたうが、**飲食店には客以外に従業員がいる。飲食店における従業員の労働安全や衛生という観点**が欠かせない。

労働安全衛生法は、職場での労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。法律はもちろん病院にも当てはまる。例えば、我々病理医や臨床検査技師が防腐用に使うホルムアルデヒドがある。

ホルムアルデヒドは、国際がん研究機関（IARC）により「発がん性がある」最も上位のグループ 1 にあたる判定されており、病院の病理部門でも厳しく管理されている。**IARC のグループ 1 には、受動喫煙の環境も含まれている**。また国立がん研究センターは、受動喫煙のある人はない人に比べ、肺がんになるリスクが約 1.3 倍になると報告している。

受動喫煙は、客席面積に左右されるのではなく、従業員が受動喫煙の環境にいるかどうかが問題ではないだろうか。経営者が 1 人で接客しているような飲食店が喫煙可でもいっただろう。だが学生アルバイトを含めた**従業員を雇用している飲食店の経営者は、労働安全衛生法で定める労働災害を防止し、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならぬはずだ**。

かつて建築資材などに用いたアスベスト（石綿）が主な原因となるがん「中皮腫」のように、因果関係が医学的に確立している疾病は、業務上疾病として労働災害に認定される。肺がんは受動喫煙でリスクが上昇するが、受動喫煙が原因であるとの証明は難しい。しかし将来、受動喫煙に特徴的な肺がんの遺伝子変異や DNA の損傷が証明されれば、受動喫煙による業務上疾病が認定されるようになるかもしれない。

受動喫煙の環境が減るのが大切なのはもちろんだが、**受動喫煙の環境下で働く人は、証明できるような記録を残しておくのがいい**。アスベスト訴訟で職歴が認定に重要だったのは、歴史の教訓だろう。